

## 1. 「審議会等の名称」と設置の目的・所掌事務

### 「潟上市子ども・子育て会議委員」

子ども・子育て支援法に基づき、潟上市子ども・子育て会議委員を置いています。本市の子ども・子育て支援事業計画や施策等について、子どもの保護者を含む子育て支援当事者の様々な観点から審議いただくため、主に次に掲げる職務を行います。

- ①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること
- ②特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること
- ③潟上市子ども・子育て支援事業計画の立案、検証など
- ④上記の職務を行うために必要な調査審議

## 2. 公募委員の人数

3人以内

## 3. 公募委員の任期

委員の任期 令和6年7月～令和8年3月31日（2年間）

## 4. 報酬の有無

有

## 5. 申込方法と申込期限

応募用紙に必要事項を記入し、小論文を添付のうえ、令和6年5月24日（金）までに潟上市役所1階子育て応援課または各出張所へご持参ください。郵送の場合も子育て応援課まで、令和6年5月24日（金）必着とします。

※小論文テーマ：

「潟上市の子育て支援の課題と今後に期待すること」（様式自由。800字程度）

## 6. 選考方法

所管の部課長が書類による1次選考を行い、市長による2次選考により決定いたします。

## 7. お問い合わせ先

〒010-0201

潟上市天王字棒沼台226-1

潟上市福祉保健部子育て応援課

電話018(853)5362

## 8. その他

応募資格は、子育て支援施策に関心がある方や学識経験を有する方で、申込締切日現在、満20歳以上で本市に住所を有し、本市職員、国又は地方公共団体の議員及び職員でないこと。また、現在、市の他の審議会等委員の方は応募できません。